

「いたばし・タウンモニター」設置要綱

(昭和60年2月16日 区長決定)

(設 置)

第1条 板橋区基本構想で掲げる区の将来像の実現をめざして、区の行政に関する区民の意向を継続的に吸収し、行政の円滑な運営に資するとともに、行政への住民参加を推進するため、「いたばし・タウンモニター」(以下「モニター」という。)を設置する。

(職 務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 区が依頼するアンケートに回答すること。
- (2) 随時、区政全般についての情報、要望、意見等を提出すること。
- (3) モニター会議等に出席すること。
- (4) その他地域生活に関する区の行政に協力すること。

(資格要件)

第3条 モニターは、区政に関心をもち積極的協力の意志のある区民で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満15歳以上で、区内在住の者
- (2) 都又は都内各区市町村の職員でない者
- (3) 過去5年間に於いてモニター及び、いたばし・eモニター(「いたばし・eモニター」設置要綱(平成15年7月11日区長決定)第1条に規定するいたばし・eモニターをいう)の経験がない者

(定数及び選任)

第4条 モニターの定数は54名以内とし、制度の効果的運営を図るため次の方法により選出し、地域、年齢、性別等の構成を考慮のうえ、区長が適当と認める者を委嘱する。

- (1) 地域センター所長により推薦された者
- (2) 公募による者

(委嘱期間)

第5条 モニターの委嘱期間は、2年とし、欠員補充のために委嘱する期間は、前任者の残任期間とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委嘱の取消し)

第6条 モニターが次に該当したときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定するモニターの資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) モニターが辞任を申し出たとき。
- (3) モニターがその職務を遂行できなくなったとき。
- (4) 前各号のほか区長が取消しの必要があると認めたとき。

(事務の処理)

第7条 モニターに関する事務は、政策経営部広聴広報課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

付 則 (平成31年1月7日)

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則 (令和6年10月22日区長決定)

この要綱は、区長決定の日から施行する。